

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第6回会議配布資料	9
-----------------------------------	---

考えられる仕組み・検討課題
（諮問事項「三」関係）

第3 第1及び第2の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること

1 第1及び第2の実施を妨げる以下の行為等に対処できるようにすること
—考えられる仕組み—

【検討項目(1)関係】

① 電子的に作成される文書の信頼を害する以下のような行為を処罰できるようにする。

ア 電子的方法により作成される令状（以下「電子令状」という。）と同じ内容の表示がされる虚偽の電磁的記録を無権限で作成し、自分のタブレット端末の映像面等に表示して、電子令状として人に示す行為

【検討項目(2)関係】

② 電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する以下のような行為を処罰できるようにする。

ア 電子令状の執行の際に、タブレット端末の機能を妨害する装置を用いることにより電子令状を表示できなくする行為

イ ビデオリンク方式による取調べの際に用いられる機器の機能を電磁的方法により妨害する行為

ウ 電子令状の執行の際に、これを表示するための機器として警察官が所持するタブレット端末を破壊する行為

エ オンラインにより送達される電子的に作成された文書の内容を第三者に知られないようにする措置を無効化する行為

【検討項目(3)関係】

③ ①及び②と同様に以下のような行為を処罰できるようにする。

ア 公務員に対し虚偽の申立てをして免状や旅券の電子的記録部分に不実の記録をさせる行為

イ 公務所に提出すべき診断書等を電子的に作成する際に虚偽の記録をする行為

〔検討課題〕

1 電子的に作成される文書の信頼を害する行為の処罰(考えられる仕組み①関係)

ア 「考えられる仕組み」①アの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 公文書偽造・同行使罪（第155条・第158条）、公電磁的記録不正作出・同供用罪（第161条の2第2項・第3項）等の構成要件を改めるか、新た

な罪を設けるか。

2 電子的に作成された書類やオンラインを用いた手続の遂行を妨害する行為の処罰（考えられる仕組み②関係）

ア 「考えられる仕組み」②アからエまでの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 公務執行妨害罪（第95条第1項）、偽計業務妨害・威力業務妨害・電子計算機損壊等業務妨害罪（第233条～第234条の2）、公用文書等毀棄罪（第258条）、信書開封罪（第133条）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

3 同様の対処をすべき行為の処罰（考えられる仕組み③関係）

ア 「考えられる仕組み」③ア・イの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 免状等不実記載罪（第157条第2項）、虚偽診断書等作成罪（第160条）、電磁的記録不正作出・同供用罪（第161条の2）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

ウ その他にも同様に処罰できるようにすべきものがあるか。

2 新たな形態の財産の生成・取得・保管・移転により行われる犯罪事象に対処できるようにすること

(1) 新たな形態の財産を不正に生成・取得・保管・移転する行為を適切に処罰できるようにすること

考えられる仕組み

以下のような行為を処罰できるようにする。

ア 代金又は料金の支払用の電磁的記録であるがカードを構成しないものを不正に作出する行為や、不正に作出された同電磁的記録を供用・取得・保管・譲渡等する行為

イ 携帯可能な端末によりその内容を表示することができる電磁的記録であって有価証券と同様の機能を果たすものを偽造・変造する行為や、偽造・変造された同電磁的記録を行使・提供等する行為

ウ デジタル通貨や外国デジタル通貨を偽造・変造する行為や、偽造・変造されたこれらの通貨を行使・提供等する行為

エ 「財物」でない財産上の利益の移転を目的として略取・誘拐する行為

〔検討課題〕

1 代金等の支払用の電磁的記録であるがカードを構成しないものの不正作出等の処罰（考えられる仕組み「ア」関係）

ア 「考えられる仕組み」アの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 支払用カード電磁的記録不正作出等罪（第163条の2）、不正電磁的記録カード所持罪（第163条の3）、支払用カード電磁的記録不正作出準備罪（第163条の4）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

2 有価証券と同様の機能を果たす電磁的記録の偽造・変造等の処罰（考えられる仕組み「イ」関係）

ア 「考えられる仕組み」イの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 有価証券偽造・同行使罪（第162条・第163条）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

3 デジタル通貨の偽造・変造等の処罰（考えられる仕組み「ウ」関係）

ア 「考えられる仕組み」ウの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 通貨偽造・同行使罪（第148条）、外国通貨偽造・同行使罪（第149条）、

偽造通貨等収得罪（第150条）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

4 「財物」でない財産上の利益の移転を目的とする略取・誘拐の処罰（考えられる仕組み「エ」関係）

ア 「考えられる仕組み」エの行為は、現行刑法によって処罰することができるか。

イ 身の代金目的略取等罪（第225条の2）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

5 その他

その他にも、新たな形態の財産を不正に生成・取得・保管・移転することにより行われ、適切に処罰できるようにすべき犯罪事象があるか。

(2) 新たな形態の財産として取得・保管・移転される犯罪収益の没収保全や、財産上不法な利益を得る犯罪の通信傍受ができるようにすること

考えられる仕組み

- ① 犯罪収益等が新たな形態の財産である場合の没収を保全するための措置を講ずることができるものとする。
- ② 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第2に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第236条第2項の罪、同法第246条第2項の罪、同法第249条第2項の罪を加える。

〔検討課題〕

1 新たな形態の財産として取得等される犯罪収益等の没収保全（考えられる仕組み①関係）

(1) 対処を要する財産

- ア 現行法において、没収のための財産の保全としてどのような対処ができるか。
- イ 現行法では対処ができない財産として、どのようなものがあるか。

(2) 保全の方法

- ・ 没収を保全するため、どのような要件・手続で、どのような措置を講ずることができるものとするか。

2 通信傍受の対象犯罪の追加（考えられる仕組み②関係）

- ア 現行法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）において、通信傍受の対象犯罪が限定され、同法別表第1及び第2に掲げる罪が対象犯罪とされた趣旨は何か。
- イ 通信傍受の対象犯罪を追加する必要性・相当性はあるか、どのような罪を追加するか。

3 その他情報通信技術を利用して行われる犯罪事象に対処できるようにすること

考えられる仕組み

以下のような行為を処罰できるようにする。

- ア 情報通信技術を利用して行われるものなど、「賭博場」（刑法第186条第2項）を設けずに賭博を主催する行為

〔検討課題〕

1 賭博場を設けずに賭博を主催する行為の処罰

ア 現行刑法によって処罰することができるか。

イ 賭博場開張等凶利罪（第186条第2項）等の構成要件を改めるか、新たな罪を設けるか。

2 その他

- ・ その他にも、情報通信技術を利用して行われ、適切に対処（処罰）できるようにすべき犯罪事象があるか。